なお、令和５年10月11日（水）以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

⑸　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

3　共同体の参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている２者以上の者により構成される共同体であること。

①　国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。

②　参加表明書の提出期限の日において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第３章第32条で定める競争参加資格について、令和５・６年度設計・コンサルティング業務のうち「建築関係設計・施工管理業務」及び「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。ただし、分担業務実施方式により構成している共同体における建築関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとし、建築設備関係業務のみを分担する者については、設計・コンサルティング業務資格のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」の認定を受けている者であることとする。

③　参加表明書の提出期限の日において、一般社団法人環境共創イニシアチブが実施するＺＥＢプランナー（登録種別　建設設計）の登録業者であること。なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担するものについてはこの限りでない。

④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　参加表明書の提出期限の日から技術提案書の特定の日までの期間に、文部科学省又は国立大学法人大阪大学から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止措置を受けていないこと。

⑥　経営状況が健全であること。

⑦　不正又は不誠実な行為がないこと。

⑧　技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑨　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、分担業務実施方式により構成している共同体のうち、建築設備関係業務のみを分担する構成員についてはこの限りではない。

⑩　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4　登録の有効期間　登録の日から当該業務の引渡が完了する日までとする。ただし，契約者以外の者にあっては，当該業務に係る契約が締結される日までとする。

5　公示に対する質問書の提出期限，場所及び方法等

⑴　公示に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により提出すること。

⑵　質問書の提出期限、場所及び方法　令和５年10月11日（水）17時00分　記２⑴に同じ
持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）すること。ただし，郵送の場合は提出期限までに必着のこと。なお，ファクシミリによるものは受付けない。

⑶　⑴の質問に対する回答の回答期限及び方法
①　回答期限　質問書を受付けた日の翌日から起算して７日以内
②　回答方法　質問回答書を郵送する。

6　その他

⑴　設計共同体の名称は、「○○・○○設計共同体」とする。

⑵　同一の者が２以上の設計共同体の構成員となって申請することはできない。

⑶　文部科学省における令和５・６年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けていないものは，審査申請をし、認定を受けること。

競争参加者の資格に関する公示の訂正

次のとおり訂正します。

令和５年９月26日

支出負担行為担当官
北陸地方整備局長　遠藤　仁彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

1　掲載日
令和５年９月12日（号外政府調達第172号）

2　訂正内容
33ページ５⑵②「６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和５年９月12日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、これを使用して作成することができる。」を「６⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類及び監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できることを記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（令和５年９月12日付け支出負担行為担当官北陸地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２及び別記様式３と同一であるので、これを使用して作成することができる。」に訂正します。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和５年９月26日

国立大学法人東北大学理事　植木　俊哉

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　04

○第７号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　研究データ基盤システム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和６年度５月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　研究データの格納・利活用ができるシステムをオンプレミスに設置すること。また、高速かつ高信頼なストレージサービスが学内外に対して提供できること。

Ｂ　本学の学内構成員及び本学関連組織の学外構成員が、本システムの利用者として利用できること。

Ｃ　複数の利用グループ（以下「テナント」という）が定義でき、テナント毎にユーザ管理やデータ共有管理が行えること。

Ｄ　本学の基幹ネットワークシステムＴＡＩＮＳ及びNanoTerasuデータ利活用ネットワークと高速かつ高信頼で接続できること。

Ｅ　本システムが提供するストレージサービスが、学内外の関連システムと連携できること。

Ｆ　システム管理者、テナント管理者及びテナント利用者のそれぞれに対して使いやすく、運用負担の少ない利用者ポータルが提供され、インターネット・ＴＡＩＮＳ経由で利用できること。

Ｇ　利用者ポータル及びストレージ機能を使用する際には、認証により許可された利用者だけが使用できること。また、システムの構成要素には、適切なセキュリティ対策がとられていること。

Ｈ　ハードウェアの信頼性が高く、24時間運用のための安定した保守支援体制を有すること。

Ｉ　先進的な技術を取り入れて、効率的かつ継続的に運用できること。また、運用改善に向けたシステムの改良に応じることができること。